

平成 30 年 9 月 10 日現在

機関番号：17102

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2017

課題番号：15K12997

研究課題名（和文）東アジア人権ガバナンスの競合と複合化 「アジア市民社会」と「アジア的価値」

研究課題名（英文）Competition and Composition of Human Rights Governance in East Asia: Asian Civil Society and Asian Values

研究代表者

大賀 哲 (OGA, TORU)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：90445718

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,500,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究では東アジア人権ガバナンスにおけるグローバル規範と地域規範の競合と協働を検証した。地域レベルの人権レジーム構築の動きと課題、人権NGOの活動、マレーシアとフィリピンに着目した事例研究、ビジネスと人権分野の制度構築過程を分析した。その結果、人権委員会・人権NGOの地域連携が進んでいるものの、地域人権レジームの制度設計に市民社会の動きが反映されていない点、マレーシアとフィリピンでは人権委員会・人権NGOの政策提言、人権救済活動が一定の成果をあげていること、ビジネスと人権分野では人権規範化が進んでおり、今後この分野から人権制度構築が進展していく可能性があることが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on human rights governance in East Asia and examines competition and cooperation between global and regional norms. It analyzes (1)the institutional buildings of regional human rights regimes and their limitations, as well as the activities of human rights NGOs; (2)the case studies of Malaysia and the Philippines; and (3)institutional buildings in business and human rights. The research uncovers the following: (1)Although regional collaboration between the Human Rights Commission and human rights NGOs is proceeding, the civil society movement is not reflected in the institutional design of regional human rights regimes; (2) in the cases of Malaysia and the Philippines, the Human Rights Commission and human rights NGOs play key roles in regard to policy recommendations and human rights remedies; and (3)human rights norms have been advanced in the business and human rights, and the institutionalization of human rights is expected to progress from this field.

研究分野：国際関係論

キーワード：アジア的価値 人権レジーム ASEAN AICHR アジア市民社会

1. 研究開始当初の背景

アジア人権論及びアジア市民社会についての昨今の研究動向を俯瞰すれば、アジア的価値と普遍的人権観についての研究(大沼1998、2000)はもとより、アジア市民社会(竹中2008、高原2008、田中2008)やアジアの人権ガバナンス(勝間2011)についても一定程度の研究蓄積が窺われる。しかし、こうした研究は特定の市民主体や人権レジームに着眼し、市民社会主体と国家主体といったトラック間関係や、人権領域と地域主義の関係といった相互作用についての分析が乏しく、規範形成の重層性を分析する視点は希薄である。東アジア人権ガバナンスにおいて「アジア市民社会」と「アジア的価値」とは競合規範であるのか、複合化可能であるのか、体系だったメカニズムの構築には至っていない。国家における地域統合認識の変容(Katzenstein 2005)や非国家主体による地域化の動向(Chen 2005; Frost 2008)についての研究が蓄積される一方で、国際規範(グローバル・ガバナンス)と地域規範(地域ガバナンス)の相互関係は明らかにされてはいない。そこで本研究が提起するのが人権ガバナンスの分析を通じた国際規範と地域規範の相互作用の検討である。

2. 研究の目的

本研究の目的は東アジア地域統合における「人権」規範に着眼し、グローバル・ガバナンスにおける国際規範と地域規範との相互作用を解明することにある。人権は、国際社会の秩序を維持する国際規範であると同時に地域の紐帯を促進する地域規範でもある。アジア市民社会の活動によって普遍的な人権規範が称揚される一方で、アジア的価値に見られるような相対的な人権観も温存されている。人権という国際規範は、一方でグローバル・ガバナンスの重要性を提起し、地域規範を包摂しつつも(規範の複合化)、他方では地域規範や地域統合の深化拡大によってグローバル・ガバナンス自体が相対化される可能性もある

(規範の競合)。本研究では、アジア市民社会とアジア的価値の緊張関係を詳らかとしながら、規範の競合・複合化のメカニズムを解明することを企図している。

3. 研究の方法

本研究では、「主体」としてのトラックと「行為」としてのトラックを分けて考察を行う(政治家が個人の資格で市民活動を行う場合、主体としてはトラック であるが行為としてはトラック または である)。アジア市民社会とアジア的価値それぞれの規範を重層的に比較検討するという主旨から、地域要因と国際要因それぞれにおけるトラック間の対応関係を検討していく。トラック別に事例を析出し、各々の事例において「アジア市民社会」と「アジア的価値」の規範が競合しているのか複合化しているのかを地域要因と国際要因とを比較しながら検討していく。その際に 規範が競合化において特定の規範が採用されるメカニズムは如何なるものか、 規範の複合化において、如何なるメカニズムが働いているのか、という二点を基準にして分析を行う。

4. 研究成果

第一に、ASEANレベルの人権レジーム構築の動向とその課題、および人権NGOの活動についての研究を進めた。第二に、マレーシアとフィリピンに着眼した事例研究を行った。第三にアジア市民社会の動向を踏まえながら、ビジネスと人権分野の制度構築の過程を分析した。これらの研究成果として、グローバル・リージョナル・ナショナルのそれぞれの位相における人権NGOの協調・連携とその限界について考察を進めることができた。研究成果としては、(1)人権委員会ないし人権NGOの地域的連携が進んでいるものの、ASEANレベルの人権レジームの制度設計に市民社会の動きが反映されていない点(この点においては伝統的なアジア的価値とグローバルな人権観の角逐がいまだ随所にみられる)、(2)マレーシアとフィリッ

ピンのナショナル・レベルで見た場合、人権委員会や人権NGOの政策提言および人権救済活動が一定の成果をあげていること、(3)((1)で見たように人権レジーム構築の動きは全体として低調ではあるものの)ビジネスと人権分野においては人権規範化、制度構築が一定の進捗で進んでおり、むしろビジネスと人権分野から人権制度構築が今後進展していく可能性があること等を指摘、強調した。本研究の研究期間は今年度で終了であるが、引き続き調査研究を継続するとともに、研究成果の論文化を行う予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

1. 大賀哲「日米関係と東アジアの間 靖国参拝・集団的自衛権・戦後七十年談話」『情況』2015年7月号、20 - 29 頁。

2. 大賀哲「鈴木早苗著『合意形成モデルとしてのASEAN 国際政治における議長国制度』(東京大学出版、2014年、212頁)、『国際政治』第180号、2015年、149 - 152 頁。

3. Toru Oga, “Regional human rights mechanism and civil society advocacies: a transformation of regionalism and civil society in the Association of Southeast Asian Nations,” *Malaysian Journal of International Relations*, Vol. 4., December 2016, pp. 37-61.

[学会発表](計 7 件)

1. Toru Oga, “Explaining Rebalance in Multipolar East Asia: Realism, Liberalism, and Constructivist Approaches,” 13th Asia Pacific Conference, Ritsumeikan Asia Pacific University. November 8, 2015.

2. Toru Oga, “Civic regionalism of democracy and human rights in enlarging East Asia: Civil society networks between ASEAN and East Asia,” 《What is Asia?》 Changing Boundaries and Identities in Contemporary Asia, EHESS/CNRS, Paris, September 26-27, 2016.

3. Toru Oga, “Building an ASEAN Human Rights Regime: Internal and External influences and their consequences,” New York

Conference on Asian Studies, Utica College, September 23-24, 2016.

4. 大賀哲「国際人権規範の国内形成とその限界 国内人権機関設置立法の不成立過程」北陸公法判例研究会(金沢大学)、2016年8月9日。

5. Toru Oga, “ASEAN CSR networks and the evolution of “business and human rights: A nexus of the regional governance of CSR and human rights,” ICAS10: International Convention of Asian Scholars, Chiang Mai, Thailand, July 22, 2017.

6. Toru Oga, “Corporate Social Responsibility as a last resort of Human Rights Advocacy: National Human Rights Institutes and policy advocacy of Business and Human Rights,” International Conference on National Human Rights Mechanisms in Southeast Asia: Challenges of Protection, Asia Centre, Bangkok, Thailand, July 13-14, 2017.

7. Toru Oga, “Extra-regional influences of ASEAN human rights regimes: Australia, Hong Kong, and Korea,” 75th Annual Conference of the Midwest Political Science Association, Chicago, April 6-9, 2017.

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

大賀 哲 (**OGA, Toru**)

九州大学大学院・法学研究院・准教授

研究者番号： **90445718**

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()